

議案第9号

佐倉市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月24日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市行政組織条例の一部を改正する条例

佐倉市行政組織条例（昭和46年佐倉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「及び室」を削り、同条中「及び室」を削り、同条第5号及び第6号中「健康こども部」を「こども支援部」に改め、同条第11号を削り、同条第10号を第11号とし、同条第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号の次に次の1号を加える。

（7）健康推進部

第2条第12号及び第13号を次のように改める。

（12）危機管理部

（13）資産経営部

第5条に次の2号を加える。

（3）契約に関すること。

（4）工事等の指導及び検査に関すること。

第8条の見出し中「健康こども部」を「こども支援部」に改め、同条中「健康こども部」を「こども支援部」に改め、第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とする。

第15条を削る。

第14条（見出しを含む。）中「資産管理経営室」を「資産経営部」に改め、同条を第15条とする。

第13条（見出しを含む。）中「危機管理室」を「危機管理部」に改め、同条を第14条とし、第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

(健康推進部の事務分掌)

第9条 健康推進部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 保健衛生に関すること。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

第16条中「及び室」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。